大山町樹木粉砕機貸出要綱

平成２６年１０月１０日
告示第１３７号

（趣旨）

第１条　この告示は、町内の森林を整備し森林資源の有効活用を図ることを目的に、大山町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 17 年大山町条例第 65 号）第 7 条の規定に基づき、町が所有する樹木粉砕機（以下「粉砕機」という。）の貸出に関し必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象）

第２条　粉砕機の貸出を受けることができる者は、町内の立木竹を処理して活用することを目的に粉砕機を使用する町内に住所を有する次の者とする。

(1)　自治会等

(2)　森林所有者

2　前項の規定に関わらず、町長が適当と認める者は粉砕機を借り受けることができる。

（申請）

第３条　粉砕機の貸出を希望する者（以下「申請者」という。）は、事前に樹木粉砕機借用申請書兼誓約書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。

（貸出の決定）

第４条　町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで速やかに貸出の可否を決定しなければならない。

2　町長は、粉砕機の貸出を決定したときは、樹木粉砕機貸出決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

3　町長は、粉砕機の貸出が適当ではないと認めるときは、樹木粉砕機貸出却下通知書（様式第 2 号）にその理由を附して申請者に通知するものとする。

（貸出期間）

第５条　粉砕機の貸出期間は、１０日以内とする。ただし、貸出日及び返却日は大山町の休日を定める条例（平成 17 年大山町条例第 2 号）第 1 条第 1 項に定める町の休日を除く日とする。

（目的外利用の禁止）
第６条　粉砕機の貸出の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、決定を受けた目的以外にこれを利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用者の責務）
第７条　利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1)　粉砕機の管理及び利用については、提示される取扱説明書を確認し、それを遵守すること。
(2)　営利目的の利用をしないこと。
(3)　近隣への騒音及びごみの散乱等に十分配慮すること。
(4)　粉砕機の処理能力を超えて利用しないこと。
(5)　粉砕機に異常がある場合は、町に報告しその指示に従うこと。
(6)　町外の土地及び町外から持ち込まれた樹木等に利用しないこと。

（粉砕機の返却）
第８条　利用者は、粉砕機の利用が終了したときは、粉砕機の清掃及び点検を行い、燃料を補充したのち速やかに返却するものとする。
２　返却の際には樹木粉砕機使用報告書（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し）
第９条　町長は、利用者がこの告示に定める事項に違反したとき、又は天災や悪天等により貸出すべきではないと判断したときは、貸出の決定を取消すことができる。

（賃借料）
第10条　粉砕機の賃借料については、第２条第１項第１号に定める者は無料とし、同条同項第２号に定める者は別表に定める賃借料を納入しなければならない。ただし、町長が公益上その他特別の理由があると認めるときは、賃借料を減免することができる。

（事故等の届出）
第11条　利用者は、事故が発生し、粉砕機をき損又は亡失、並びに自己若しくは第三者に損害を与えたときは、直ちに樹木粉砕機使用事故報告書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

（賠償責任）

第12条　利用者の責めに帰すべき事由により、粉砕機を故障、破損又は毀損させたときは、利用者の責任においてこれを修理しなければならない。

2　利用者の責めに帰すべき事由により、自己若しくは第三者に損害を生じさせたときは、利用者の責任においてこれを補償しなければならない。

（貸出台帳の整備）

第13条　町長は粉砕機の貸出状況を明らかにするために、樹木粉砕機貸出管理簿（様式第5号）を作成し、整備しておかなければならない。

（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２６年１１月１日から施行する。

別表（第１０条関係）

種類	形式	台数	１台当たりの賃借料
			１日当り
樹木粉砕機	ＧＳ122ＧＢ	２台	2,160円
	ＧＳ220Ｇ	１台	2,700円

様式第１号（第３条関係）

樹木粉砕機借用申請書兼誓約書

年　　月　　日

大山町長　　　　　　　　様

（申請者）　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

樹木粉砕機を借用したいので、大山町樹木粉砕機貸出要綱第３条の規定により申請します。

なお、この申請書により樹木粉砕機を借用したときは、貸出条件を遵守するとともに誓約事項について自らの責任で誠実に対処することを誓約いたします。

記

<table>
<tr><td>借用期間</td><td colspan="2">年　月　　日（　）～　　　年　月　日（　）</td></tr>
<tr><td>利用場所</td><td colspan="2">大山町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">現場責任者</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td>誓約事項</td><td colspan="2">（１）樹木粉砕機の使用及び管理について善良な使用者の注意義務をもって適正に行います。
（２）事故等で樹木粉砕機をき損又は亡失並びに第三者に損害を与えた場合は、誠意を持って対処します。
（３）その他大山町には一切の迷惑をかけません。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>※町記入欄</td><td colspan="2">利用区分　　　無料　・　有料　・　減免</td></tr>
</table>

※利用場所の住所が不明な場合は位置図を添付してください。

様式第２号（第４条関係）

樹木粉砕機貸出決定（却下）通知書

番　　　　　号
年　　月　　日

（申請者）

様

大山町長　　　　　　　　　　印

年　　月　　日付けで申請のあった粉砕機の借用申出について、下記のとおり貸出を決定（却下）したので、大山町樹木粉砕機貸出要綱第４条第２項（第３項）の規定により通知します。

記

□　貸出します	
貸出期間	年　　月　　日（　　）～　年　　月　　日（　　）
引渡（返却）場所	
利用場所	大山町
賃借料	無料　・　有料　・　減免
備　考	＊樹木粉砕機の使用に当たっては、取扱説明書及び貸出条件（裏面のとおり）を遵守すること。
□　却下します	
理　由	

（裏面）

樹木粉砕機貸出条件

1　大山町樹木粉砕機貸出要綱や他の法令に違反することのないように使用すること。
2　樹木粉砕機をその目的以外に使用し、又は他人に転貸し、もしくは使用させないこと。
3　事故や怪我に備え、借受者において傷害保険に加入するよう努めること。
4　樹木粉砕機の使用に際しては、平坦な場所を選ぶとともに、常に安全に配慮して使用すること。また、作動音や粉砕物等による周辺環境の影響に配慮し、近隣住民からの苦情が無いようにすること。
5　樹木粉砕機は操作方法を遵守し、慎重かつ丁寧に取り扱うこと。
6　樹木粉砕機の負担を考慮し、１日５時間超えて運転を行わないこと。
7　樹木粉砕機を使用する際には、毎回作業前の点検、作業終了後の清掃点検を行い、返却時には樹木粉砕機使用報告書（様式第３号）を提出すること。
8　樹木粉砕機に故障等異常が認められたとき、又は損傷や事故が発生したときは、直ちに作業を中止し、町へ報告をして指示を受けること。
9　樹木粉砕機をき損し、又は亡失したときは、現状に復し、又は賠償すること。
10　樹木粉砕機の使用により発生した、借受者及び他者やそれらの財産に対する損害については借受者の責任とし、借受者が損害を賠償すること。
11　樹木粉砕機で木竹以外のものを粉砕しないこと。また、木竹類に付着している土石等を除去してから処理すること。
12　木竹は規定の直径以下のものを１本ずつ挿入すること。また、腐った木竹は処理しないこと。
13　樹木粉砕機を走行させる際は、極力平坦地を走行し、傾斜や障害物がある場合は無理な走行をさせないこと。
14　車への積み込みの際には、後進にて積み込み、前進にて積み降ろすこと。また、輸送する場合はロープ等で樹木粉砕機を固定し、転倒等が起こらないようにすること。
15　樹木粉砕機の借受及び返却、又は粉砕機の使用に要する燃料等の費用は、借受者が負担すること。なお、返却の際は、燃料を満タンにすること。
16　樹木粉砕機を返却する際には、町の立会いのうえ指定する場所に返却すること。

様式第３号（第８条関係）

樹木粉砕機使用報告書

年　　月　　日

大山町長　　　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

年　月　日付け発（受）　第　　号で貸出決定通知のあった樹木粉砕機について、次のとおり使用したので報告します。

<table>
<tr><td>借用期間</td><td colspan="4">年　　月　　日（　　）～　　年　　月　　日（　　）</td></tr>
<tr><td>使用日数</td><td colspan="4">日間</td></tr>
<tr><td>アワメーター</td><td>使用前</td><td></td><td>使用後</td><td></td></tr>
<tr><td>利用場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>処理内容</td><td>樹種</td><td></td><td>面積</td><td></td></tr>
<tr><td>事故発生状況</td><td colspan="4">有　・　無</td></tr>
<tr><td>木竹チップ活用</td><td colspan="4">燃料・堆肥・土壌改良材・敷料・防草材・その他（　　　　　）
（該当するものに○印をご記入ください。）</td></tr>
<tr><td>その他報告事項</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="8">機械点検項目
（※町の確認欄）</td><td>点検箇所</td><td colspan="2">点検内容</td><td>確認欄</td></tr>
<tr><td>動力装置</td><td colspan="2">正常に作動する</td><td>良　・　否</td></tr>
<tr><td>粉砕装置</td><td colspan="2">正常に作動する</td><td>良　・　否</td></tr>
<tr><td>走行装置</td><td colspan="2">正常に作動する</td><td>良　・　否</td></tr>
<tr><td>本体外観</td><td colspan="2">傷や変形の有無</td><td>有　・　無</td></tr>
<tr><td>燃　料</td><td colspan="2">補充する</td><td>済　・　未</td></tr>
<tr><td>清　掃</td><td colspan="2">実施する</td><td>済　・　未</td></tr>
<tr><td>返却確認日</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　）</td></tr>
</table>

様式第４号（第１１条関係）

樹木粉砕機使用事故報告書

年　　月　　日

大山町長　　　　　　　　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

樹木粉砕機の使用中に事故が発生したため大山町樹木粉砕機貸出要綱第１１条の規定により次のとおり報告します。

<table>
<tr><td>事故発生日</td><td colspan="2">年　　月　　日（　　）　　時　　分　（天候：　　　　　）</td></tr>
<tr><td>事故発生場所</td><td colspan="2">大山町</td></tr>
<tr><td rowspan="2">事故発生時の
操作者</td><td colspan="2">住所</td></tr>
<tr><td colspan="2">氏名</td></tr>
<tr><td>事故の種類</td><td colspan="2">転覆・転落・火災・衝突（接触）・死傷・その他（　　　　　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">被害の程度</td><td>人的</td><td>死亡　　　人、重傷　　　人、軽傷　　　人</td></tr>
<tr><td>粉砕機</td><td></td></tr>
<tr><td>事故の原因</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故発生時の状況</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事故発生時の措置</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

添付書類：事故発生場所位置図、現場状況・き損箇所のわかる写真

※事故発生後、直ちに提出してください

様式第５号（第１３条関係）

樹木粉砕機貸出管理簿

番号	使用者		電話番号	貸出期間	使用場所	アワメーター（前／後）	備考
	住所	氏名					
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			
				～			